

令和7年度食品110番受付状況について

長崎県食品安全・消費生活課

県民の方からの食品表示全般及び食品衛生等に関する苦情・相談・照会を受け付ける直通電話 食品 110 番(フリーダイヤル 0120-492574<ショクジコナシ>)を設置しています。

令和7年度の受付状況をお知らせします。

1 受付状況

(1)情報提供件数

11件(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

食 品 分 類					
食肉 卵	水産物	野菜・米 果物	加工品	その他	合 計
0	1	1	9	0	11

情 報 区 分					
表示	添加物	異物 混入	健康 不安	その他	合 計
9	0	0	1	1	11

関 係 法 に よ る 分 類				
食品表示法	食品衛生法	景品表示法	その他	合 計
6	4	0	1	11

結 果		
調 査		他県等への 情報回付
指導あり	指導なし	
0	5	6

2 主な情報提供及び対応内容

疑 問 点	対応・処理内容
消費期限が過ぎた商品を購入してしまった。	消費期限は、品質が急速に劣化しやすい食品に表示されます。容器包装を開けないままで、表示された保存方法を守って保存した場合に、「安全に食べられる期限」です。 販売していた店舗には適切に管理・対応するよう指導を行いました。
鮮魚コーナーで売っているウナギの蒲焼きなどは産地の表示があるのに、惣菜コーナーのうな重やウナギの寿司には産地の表示がない。	食品を製造あるいは加工した場所で販売した場合、食品表示の中でもいくつか表示を要しない事項があります。原料原産地名もその一つです。 鮮魚コーナーで売られていたウナギの蒲焼きは事業者から仕入れたものを店頭で販売しているため、原料原産地名が義務表示として表示されており、惣菜コーナーの商品は、その店舗でお惣菜として製造しているため、原料原産地名を表示していなかったものと考えられます。